

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 9 日（金）第3397号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）（市町村課取扱い） 1

規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 6 号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第10項中「別表第 1 の10の項」を「別表第 1 の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第 9 項中「別表第 1 の 9 の項」を「別表第 1 の11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第 8 項中「別表第 1 の 8 の項」を「別表第 1 の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 条例別表第 1 の 8 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年 3 月31日制定）第 6 条第 1 項の医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱第10条の申請書記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

9 条例別表第 1 の 9 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県療育手帳交付要綱（昭和63年 4 月 1 日施行）第 4 条の療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 鹿児島県療育手帳交付要綱第 7 条の氏名、住所等に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- (3) 鹿児島県療育手帳交付事務取扱要領（昭和63年 4 月 1 日施行）第 5 - 3 - (1)の療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (4) 鹿児島県療育手帳交付事務取扱要領第 5 - 4 - (1)の療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査
- (5) 鹿児島県療育手帳交付事務取扱要領第 6 - 1 の療育手帳交付台帳の整備に関する療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第 5 条第 3 項中「の支給」を「の受給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。